

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	創成川分木工水位計修繕業務
発注課	河川管理課
選定事業者	中山技術コンサルタント株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は創成川分木工設備に付帯する水位計の更新及びこれに伴う本体設備の整備・調整等を行うものである。 本業務の履行にあたっては、当該設備全体の構造及びシステム体系等を熟知していることが不可欠であり、更に、市民生活の安全性を確保する観点から、迅速かつ確実な履行が要求されるものであり、水位計更新後においても機器全体の性能保持を確保しなければならない。 上記業者は、当該設備を設計・製造した事業者であり、当該設備に関して他の者が知り得ない設計情報及び機器の整備・調整に関する専門的な技術を有する唯一の事業者である。以上のことから、本業務を履行できるのは上記業者に限られることから特定するものである。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号